

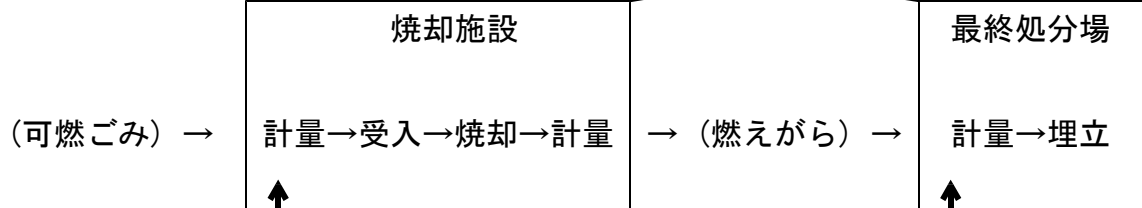
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物 (いわゆる併せ産廃)について

1 法律での規定

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)抜粋
(事業者及び地方公共団体の処理)
- 第11条
- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

2 処理の流れ(焼却)

○ 一般廃棄物



○ 併せ産廃

(木くず等)

①

排出事業者*等が運搬

*: 建設業が主

②

(ガラスくず等)

3 併せ産廃の焼却施設への搬入量(上記における①)

福島県データ(各年度「福島県の一般廃棄物処理の状況」より推計)

平成18年度 併せ産廃搬入量 = 10,793トン

(2市2広域行政組合等)

平成19年度 併せ産廃搬入量 = 9,310トン

(2市1広域行政組合)

4 他道府県の課税状況

本県を除く26道府県のうち15道県において課税対象としている